

太子町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第 7 号

太子町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

太子町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「であって、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているもの」を削り、同表に次の 1 号を加える。

(17) 会計年度任用職員(6 月以上の任期が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 47 日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（別表第 4 第 3 号及び第 4 号に掲げる場合を除く。）	1 の年度において別表第 6 の定める期間
--	-----------------------

別表第 4 中第 5 号を削り、同表第 6 号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある」に改め、「であって、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているもの」を削り、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をする」に改め、同号を同表第 5 号とし、同表第 7 号中「であって、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているもの」を「に限る。」に改め、同号を同表第 6 号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。